



Japan Aesthetic Medicine Risk Management Association

一般社団法人

日本美容医療リスクマネジメント協会

国内初、美容医療の麻酔事故に対する補償をいたします

当協会総合補償制度
(苦情相談サービス付帯)

+

麻酔過誤賠償責任共済

美容医療のリスク対策 - 起こりうる麻酔事故への備え -



補償額

1 事故当り最大 1 億円

(掛金は¥15,000 ~ ¥55,000/月)

危険を伴う手術に付随する麻酔だからこそ、補償が必要なのです。
私たちは賠償責任保険が不足する、美容医療分野への補償を提供します。

豊胸手術

脂肪吸引

鼻整形
などに使用する
静脈麻酔
硬膜外麻酔

その他
局所麻酔や
全身麻酔
を伴う手術

万が一『死亡事故』や『高度障害』等、最悪の事態が起きた時、補償は万全ですか？

医療の多様化に伴ない増えている麻酔事故

一般医療においては、麻酔1万回に1回の割合で事故が発生するといわれていますが、美容医療手術ではさらに発生確率が高くなっています。

原因の多くは麻酔専門医のいない状態で、経験の少ない医師が一人で麻酔から手術までを行なった事に起因しています。

手術件数をこなすために並列麻酔をする事も少なくありません。

美容医療の場合、フリーの麻酔科医が「出張麻酔」を行うケースも多く、最初から最後まで手術に立ち合うことはほぼ無いため手術後の患者の状態も知らないという事もあるようです。



美容医療分野での最近の死亡事故について（国内に限る）

- 2005年 豊胸手術で死亡（50代女性）（原因・経過）局所麻酔後に痙攣。心肺停止、死亡。
- 2008年 脂肪吸引で死亡（10代女性）（原因・経過）手術後のモニター測定・巡回を怠り窒息死。
- 2009年 脂肪吸引で死亡（70代女性）（原因・経過）腹部の脂肪吸引で内臓に損傷。手術の2日後に死亡。
- 2010年 豊胸手術で死亡（30代女性）（原因・経過）麻酔薬10倍投与。急性麻酔中毒・多臓器不全で死亡。
- 2017年 豊胸手術で死亡（30代女性）（原因・経過）局所麻酔を伴う手術中に意識不明。搬送先病院で死亡。
- 2017年 脂肪吸引で死亡（20代女性）（原因・経過）手術を受け、当日帰宅。3日後、自宅で死亡。

事故への不安

麻酔が必要な美容医療施術。 もし事故が起きたら・・・。

通常、美容医療施術において麻酔を必要とする場合、局所麻酔は施術担当医が行いますが、全身麻酔の場合は、多くの医療機関は院内または外部から麻酔専門医・指導医を招き、麻酔術を行っています。麻酔術後、担当医が外科手術等を行います。手術中あるいは手術後に患者が死亡するケースがまれに見受けられます。

未然の備え

患者が死亡した時。高度障害と認定された時。 原因が麻酔術だったら、自己解決できますか？

死亡・高度障害の原因が麻酔術によるものであると判断された場合、**患者側は通常、医療機関と麻酔術を行った医師の両者を訴えてきます。**その場合、医療機関が「使用者」の立場で賠償責任の全てを負担してくれるという補償があれば問題はありませんが、責任の一端を麻酔医や担当医に負わせるのが妥当と考えられた場合、麻酔術を行った麻酔医や担当医は難しい立場に置かれます。

大きな安心

美容医療は医師賠償責任保険適用外。 本邦では特殊な補償といえます。

賠償リスクカバーのない麻酔専門医・指導医または施術担当医のために、一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会は、医療機関または施術担当医を加入者として、医療機関自身と麻酔医・指導医または担当医を被保険者とする「麻酔過誤賠償責任共済」を英国ロイズ保険組合のルネッサンス・リー社を再保険会社として引受けることといたしました。

麻酔過誤賠償責任共済のスキーム

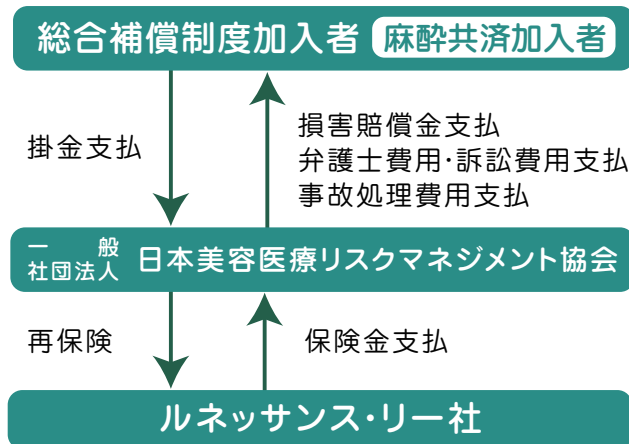
英国ロイズ保険組合の有力シンジケートとして著名な「ルネッサンス・リー」が、一事故当たり、免責額を除く最大1億円までの補償を再保険として引受けます。また、当補償を受けるためには、当協会の総合補償制度に加入する必要があります。

病院が加入者の場合：麻酔専門医・指導医の無記名加入が可能です。

外科手術に伴う局所麻酔は外科執刀医が行うのが普通ですが、全身麻酔の場合は麻酔専門医・指導医を招聘していただくこととしています。この場合、外科医を最低1人加入していただき、掛金を収めていれば、全身麻酔のために招聘した麻酔専門医・指導医につきましては、掛金の負担は要りません。

但し、施術前に麻酔医の氏名を当協会へ連絡していただく必要があります。

「麻酔専門医・指導医を含め医師個人が訴えられた場合は、その医師自身が総合補償制度の「勤務医コース」に加入されている場合に限り、保険金のお支払いの対象となります」



日本美容医療リスクマネジメント協会 総合補償制度 + 麻酔過誤賠償責任共済の各プランと補償内容

- 総合補償制度の各プランは下記左表の通りです。(※詳しくは総合補償制度のパンフレットをご覧ください)
- 「麻酔過誤賠償責任共済」の加入者は医療機関または麻酔術を施行する医師となります。

総合補償制度 (苦情相談対応付)	開設者コース		免責金額(自己負担額) 10万円/一事故
	支払限度額(対人賠償)		
	①	100万円/1事故	300万円/保険期間中
	②	200万円/1事故	600万円/保険期間中
	③	500万円/1事故	1,500万円/保険期間中
	④	1,000万円/1事故	3,000万円/保険期間中
	勤務医コース		免責金額(自己負担額) 10万円/一事故
	支払限度額(対人賠償)		
	①	100万円/1事故	300万円/保険期間中
	②	200万円/1事故	600万円/保険期間中
③	500万円/1事故	1,500万円/保険期間中	
④	1,000万円/1事故	3,000万円/保険期間中	

お支払いする保険金の対象について
次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

① 被害者への損害賠償金
治療費 入院費 + 休業補償費等
+ 慰謝料

② 訴訟になった場合
訴訟費用 + 弁護士報酬等



麻酔過誤賠償責任共済

麻酔プラン A
美容皮膚科の基本医療行為12項目(*)に対する上乗せ補償プランです。
1 契約あたり月払い掛金
総合補償制度 月額掛金 **+15,000円**

麻酔プラン B
美容皮膚科医及び美容外科医の小外科医療行為(**2)に対する上乗せ補償プランです。
1 契約あたり月払い掛金
総合補償制度 月額掛金 **+25,000円**

**麻酔プラン C1+C2
(法人のみのご加入となります)**

■ C1
美容外科手術に伴う、執刀医が行う局所麻酔(**3)に対する上乗せ補償プランです。執刀医の行う全身麻酔は対象といたしません。

■ C2
美容外科手術に伴う、麻酔専門医・指導医による全身麻酔に対する上乗せ補償プランです。全身麻酔は麻酔専門医・指導医が行う場合のみカバーされます。
1 契約あたり月払い掛金
総合補償制度 月額掛金 **+55,000円**

死亡と高度障害(**4)に適用されます。

(※1) 美容皮膚科の基本医療行為とは、①ピーリング療法 ②レーザー療法 ③高周波(ラジオ波)療法 ④超音波療法 ⑤近赤外線療法 ⑥ポツリヌストキシン療法 ⑦フィラー療法 ⑧レチノイン酸療法 ⑨美白剤療法 ⑩PDT療法 ⑪光療法 (IPL療法, LED療法) ⑫イオン導入を指します。

(※2) 美容皮膚科医及び美容外科医の小外科医療行為とは美容を目的とした自費診療による体表皮膚(皮下組織を含む)全般の小腫瘍除去、創傷処置、小ケロイド形成術などを指します。これ以外の詳細については事前に事務局に問い合わせ下さい。

(※3) 局所麻酔には表面麻酔も含む。但し、表面麻酔薬は厚生労働省の認可が得られているペンレスとエムラクリームのみで自家製薬や個人輸入薬はカバー対象とはなりません。

(※4) ・両眼の視力を全く永久に失ったもの ・言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの ・中枢神経系/精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を必要とするもの ・両上肢とも手関節以上で失ったかその用を全く永久に失ったもの ・両下肢とも足関節以上で失ったかその用を全く永久に失ったもの。他

お問い合わせ先

●協会事務局

一般社団法人 日本美容医療リスクマネジメント協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-6 プルミエ麹町ビル7F

TEL: **03-6380-4771**



0120-961-069

FAX: **03-6893-6500**

URL: <http://biyoukyosai.jp>